

# 菊池市飲食店取引事業者等支援金 申請要領 【令和3年7月】

## 【申請受付期間】

令和3年7月30日（金）～ 令和3年8月31日（火）

- ・ 予算の上限に達した場合、期間内であっても受付を終了する場合があります。
- ・ 郵送による提出（締切日必着）を原則とします。なお、持参される場合は下記受付時間内にご来庁ください。

## 【提出・問合せ先】

菊池市経済部商工観光課商工振興係

- 住 所 : 〒861-1392 菊池市隈府 888 番地
- 電 話 : 0968-25-7223
- F A X : 0968-25-1123
- 受付時間 : 9:00～17:00/月～金曜日（閉庁日を除く）

## 【その他】

本申請要領のほか、支援金交付要綱を菊池市ホームページに掲載しておりますので御参照ください。

菊池市

## 1. 事業の目的

この支援金は令和3年1月14日から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として発令された熊本県独自の緊急事態宣言に伴う、飲食店等への時短要請や不要不急の外出自粛要請による影響のため、売上高等が減少した卸売事業者、タクシー事業者、運転代行事業者を支援することを目的とします。

## 2. 支援対象業種

本支援金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、以下の業種のいずれかに該当する事業者である必要があります。

- (1) 市内に所在する本店または事業所が、飲食店と取引をしている卸売事業者。
- (2) タクシー事業者
- (3) 自動車運転代行事業者

## 3. 支援対象要件

本支援金の申請者は、「2. 支援対象業種」に該当する事業者のうち、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時金の申請を行っていないこと。
- (2) 熊本県時短要請協力金の対象事業者ではないこと。
- (3) 事業者のうち法人にあっては本店所在地が菊池市であること、個人事業者にあっては代表者住所が菊池市であること。
- (4) 今後も事業を継続して行う意思を有すること。
- (5) 令和3年1月または2月の売上額が、要請等の影響により、前年または前々年同月比で50%以上減少していること。(創業から起算して1年に満たない事業者については、対象月と対象月を除くそれ以前の毎月の売上額の平均を比較して50%以上減少している事業者とします。)
- (6) 市税に未納がないこと(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く)。
- (7) 代表者及び従業員が、菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項に規定する小規模事業者又はこれに類する業種でないこと。

## 4. 支援額

法人：1事業者につき 20万円（一律）

個人事業主：1事業者につき 10万円（一律）

※ 1事業者が複数の店舗を営む場合でも、事業者単位で1回の支給となります。

## 5. 申請手続き

申請書類は感染拡大防止の観点から、原則として次の宛先に郵送(締切日必着)してください。なお、やむを得ず持参される場合は、平日9時～17時までに商工観光課窓口までお願いします。(閉庁日を除く。)

## 【宛先】

〒861-1392 菊池市隈府 888 番地  
菊池市役所商工観光課商工振興係 宛

## 6. 提出書類

以下の書類を全て揃えてご提出ください。

提出書類一覧		
1	<b>菊池市飲食店取引事業者等支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)</b> ※法人の場合、代表者印を押印してください。(社印、個人の認印は認められません。) ※個人事業者の場合、事業主の認印を押印してください。 ※いずれもシャチハタは認められません。	<input type="checkbox"/>
2	<b>月別売上表(様式第2号)</b>	<input type="checkbox"/>
3	<b>前年度または前々年度の確定申告書の写し</b> ※対象月と比較をした年度の確定申告書をご提出ください。	<input type="checkbox"/>
4	<b>飲食店と取引をしていることが確認できる書類(卸売事業者の方)</b> ※2019年1月1日以降に取引をしていることが分かる書類を提出して下さい。 (2018年12月31日以前のものは無効です。) ※確認できる書類とは、 <u>取引した日付、取引先の飲食店名、申請者名、取引の内容(何をどれだけ納品したか等の情報)</u> が、全て明記されているものとします。(写しも可) (書類の例)納品書、請求書、領収書、契約書 等	<input type="checkbox"/>
5	<b>一般乗用旅客自動車運送事業経営許可書の写し(タクシー事業者の方)</b> ※福祉運送事業限定の許可書は認められません。	<input type="checkbox"/>
6	<b>自動車運転代行業の認定証の写し(運転代行業者の方)</b>	<input type="checkbox"/>
7	<b>支援金振込先口座情報が分かる書類</b> ※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、カタカナの口座名義が全て分かるものをご提出ください(通帳の写し、ネットバンキングの印刷画面等)。	<input type="checkbox"/>
8	<b>その他市長が必要と認める書類</b>	<input type="checkbox"/>

## 7. 支援金の支払

支援金交付の対象要件を満たしているか、申請書類に不備がないか等の確認をいたします。  
確認ができ次第、「菊池市飲食店取引事業者等支援金交付決定兼確定通知書(様式第3号)」を発送し、菊池市から御指定の口座に振り込みます。

## 8. その他

- ・虚偽申請、不正受給等が認められる場合は、交付決定取消や交付済補助金の返還を求める場合があります。
- ・支援金による収入は、法人税及び所得税における課税対象となり、消費税は不課税となります。